■Article■……

マイナンバー制度導入に伴う税務関係書類への番号記載

日税連規制改革対策特別委員会副委員長・税理士　宮本　雄司

……

平成27年10月5日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）が施行された。個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月1日から利用開始となる。

主な税務関係書類について、「①番号記載時期」及び「②新様式のポイント」を以下に示す。新様式は国税庁ホームページにおいて順次公表されているため、最新情報を確認されたい。

また、個人番号の提供を受ける際には本人確認を行う必要があり、個人番号を提供する際には本人確認を受けることになる。詳細は、平成27年7月15日発行の日税研メールマガジンvol.100 Article「税理士が留意すべきマイナンバー制度の実務ポイント」を参照頂きたい。

Ⅰ　税務関係書類　（「①番号記載時期」及び「②新様式のポイント」）

※　「②新様式のポイント」の各種書類における共通事項

・　個人番号または法人番号を記載する欄については、法人番号の記載ができるよう13桁になっている。12桁の個人番号を記載する場合には、先頭の1マスを空欄にし、右詰めで記載する。

・　番号の記載対象者が法人等の場合には、法人番号を記載する。法人等の代表者の個人番号は記載しない。

１．【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】

①　平成28年分の申告書から番号を記載する。扶養控除等申告書は、その年の最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなっているが、慣例として、前年末に従業員に配布し、回収することが多い。従業員は、平成28年分の申告書を平成27年中に提出する場合には番号を記載する必要はなく、平成28年に提出する場合には番号を記載しなければならない。

また、番号の利用が開始される平成28年1月より前であっても従業員等からあらかじめ個人番号を収集することは可能であるため、平成27年中に、事業主は従業員に対し、平成28年分の扶養控除等申告書に個人番号を記載するよう求めても差し支えない。

②　給与の支払者の個人番号または法人番号の記載欄並びに給与所得者の個人番号、控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号を記載する欄が追加された。住民税に関する事項として、16歳未満の扶養親族の個人番号も記載する。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

原則として、事業主は、従業員から扶養控除等申告書の提出を受けた後に、給与の支払者(事業主)の番号を記載しなければならない。ただし、事業主が法人の場合には、法人番号は一般に公表されている番号であるため、あらかじめ法人番号を印字した扶養控除等申告書を従業員に配付しても構わない。

２．【給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書】

① 平成28年分の申告書、すなわち、平成28年末に従業員に配布する申告書から番号を記載する。

② 給与の支払者の個人番号または法人番号の記載欄並びに給与所得者の個人番号及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の個人番号を記載する欄が追加された。

３．【所得税の申告書】

① 平成28年分の申告書から個人番号を記載する。通常であれば、平成29年2月16日から3月15日までの確定申告期に税務署長に提出する申告書からとなる。

ただし、平成28年中に出国する場合には出国の時までに、また、年の中途で死亡した場合には相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までに、個人番号を記載した申告書を提出しなければならない。

② 第一表に納税者の個人番号を記載する欄が、また、第二表に控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の個人番号を記載する欄が追加された。

申告書第三表、第四表及び第五表並びに青色申告決算書、収支内訳書及び各種計算明細書には個人番号の記載欄は追加されない予定である。

４．【相続税の申告書】

① 平成28年1月1日以降の相続または遺贈により取得した財産に係る申告書から個人番号または法人番号を記載する。例えば、平成28年1月1日に相続があった場合には、平成28年11月1日までに提出する申告書に番号を記載することとなる。

また、納税管理人の届出をしないで住所及び居所を有しないこととなるときは、その有しないこととなる日までに番号を記載した申告書を提出しなければならない。

② 第1表に被相続人の個人番号及び財産を取得した者の個人番号または法人番号の記載欄が追加された。

第2表から第15表には、個人番号または法人番号の記載欄は追加されない予定である。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

５．【贈与税の申告書】

① 平成 28 年分の申告書から個人番号または法人番号を記載する。通常であれば、平成 29 年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに提出する申告書からとなる。

ただし、受贈者が年の中途で死亡した場合には、その相続人は相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に、受贈者の個人番号を記載した申告書を提出しなければならない。

② 第一表に納税者の個人番号または法人番号の記載欄が追加された。贈与者の個人番号は記載しない。

第一表の二、第一表の三、第二表及び第三表には、個人番号または法人番号の記載欄は追加されない予定である。

６．【法人税の申告書】

① 平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から法人番号を記載する。例えば、1 月 1 日から 12 月 31 日を事業年度とする法人の場合には、平成 29 年 2 月 28 日までに提出する確定申告書からとなる。

ただし、中間申告書を提出すべき法人は事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内に、また、新設法人や決算期変更法人は決算の日の翌日から 2 月以内に申告書を提出しなければならないため、平成 28 年中に提出する申告書から番号を記載しなければならない場合がある。

② 別表一（各事業年度の所得に係る申告書）、別表一の二（各連結事業年度の連結所得に係る申告書）、別表十九（退職年金等積立金に係る申告書）に納税者の法人番号の記載欄が追加された。申告書の添付書類のうち、適用額明細書については法人番号の記載が必要だが、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書等には記載不要である。

７．【消費税の申告書】

① 平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する課税期間に係る申告書から番号を記載する。通常であれば、個人事業者の場合は平成 29 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに提出する申告書から、また、1 月 1 日から 12 月 31 日を事業年度とする法人の場合は平成 29 年 2 月 28 日までに提出する申告書からとなる。

ただし、中間申告書や課税期間の特例の適用を受けている場合に提出する申告書には、平成 28 年中に番号を記載しなければならない場合がある。また、個人事業者が年の中途で死亡した場合には、相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日までに、個人番号を記載した申告書を提出しなければならない。

② 一般用、簡易課税用ともに、納税者の個人番号または法人番号の記載欄が追加された。納税者本人以外の個人番号または法人番号は記載しない。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

８．【各種申請書・届出書】

① 平成28年1月1日以降に提出する申請書・届出書から番号を記載する。

②

(1) 【所得税の青色申告承認申請書】

申請者の個人番号を記載する欄が追加された。

(2) 【青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書】

届出者の個人番号のほか、専従者の個人番号を記載する欄が追加された。使用人の個人番号は記載しない。

(3) 【法人設立届出書】

届出者の法人番号の記載欄が追加された。

(4) 【消費税課税事業者届出書】

届出者の個人番号または法人番号の記載欄が追加された。

(5) 【消費税簡易課税制度選択届出書】

届出者の個人番号または法人番号の記載欄が追加された。

(6) 【源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書】

申請者の個人番号または法人番号の記載欄が追加された。

９．【法定調書】

① 平成28年1月1日以降に金銭の支払等が行われる法定調書から、番号を記載する。例えば、給与所得の源泉徴収票については、平成28年分、通常であれば、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票から番号を記載することとなる。

なお、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、特定口座年間取引報告書等の一部の法定調書については、マイナンバー制度導入前に金融商品取引業者等において継続的な取引が行われている場合等に、金銭等の支払を受ける者から支払をする者への番号の告知が3年間猶予されており、告知を受けるまでは、法定調書に支払を受ける者の番号を記載しなくてもよい(記載が猶予されるのは支払を受ける者の番号であり、支払者の番号は記載しなければならない)。

②

(1) 【給与所得の源泉徴収票(税務署提出用・受給者交付用)】

番号記載欄が追加され、様式のサイズが現行のA6サイズからA5サイズに変更になった。

イ．税務署提出用

給与の支払者の個人番号または法人番号並びに支払を受ける者、控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号を記載する欄が追加された。

ロ．受給者交付用

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、個人番号は記載しないこととなった。以前は、受給者交付用の源泉徴収票にも本人及び扶養親族等の個人番号を記載しなければならないとされていたが、個人番号の漏えい等のリスクが高まることから、改正された。

(2)　【退職所得の源泉徴収票(税務署提出用・受給者交付用)】

イ．税務署提出用

支払者の個人番号または法人番号及び支払を受ける者の個人番号を記載する欄が追加された。

ロ．受給者交付用

給与所得の源泉徴収票と同様、改正により、個人番号は記載しないこととなった。

(3)　【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書】

支払者及び支払を受ける者の個人番号または法人番号を記載する欄が追加された。

(4)　【不動産の使用料等の支払調書】

支払者、支払を受ける者及びあっせんをした者の個人番号または法人番号を記載する欄が追加された。

共有持分に係る不動産の使用料等の支払調書は、共有者の各人ごとに作成するため、各人ごとに作成した支払調書に各人の個人番号または法人番号を記載することとなる。各々の共有持分が不明な場合には、支払った総額を記載した支払調書を共有者の枚数分作成するが、支払を受ける者の欄は共有者連名ではなく各人ごとに記載し、摘要欄には、共有持分不明につき総額を記載した旨、他の共有者の数、他の共有者の氏名または名称と個人番号または法人番号を記載する。

※ 支払調書は、支払を受ける者本人に交付する義務がないため、本人に交付する「支払調書の写し」には個人番号を記載してはならない。本人から個人情報保護法第25条に基づく開示請求があった場合には、本人の番号を記載することができるが、本人以外の個人番号は記載しない、あるいは復元できない程度にマスキングする等の措置が必要となる。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

Ⅱ　源泉徴収票及び支払調書への番号記載

特に混乱を招きやすい源泉徴収票及び支払調書への番号記載について、税務署提出用、受給者交付用に分けて表にまとめた。参考にされたい。

				源泉徴収票（H28年1月1日以降支払分から）	支払調書（H28年1月1日以降支払分から）
番号の記載の有無	税務署提出用	支払を受ける者	法人	―	記載する
			個人	記載する（控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号も記載する）	記載する
		支払者	法人	記載する	記載する
			個人	記載する	記載する
	受給者交付用	支払を受ける者	法人	―	記載してもよい
			個人	記載しない（控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号も記載しない）	記載できない※
		支払者	法人	記載しない	記載してもよい
			個人	記載しない	記載できない※

※　国税分野における社会保障・税番号制度導入に伴う各種様式の変更点（平成27年8月国税庁発表）より

Ⅲ　申告書の控えへの個人番号の記載

申告書の本人控えは税法上作成が義務付けられているものではないため、個人番号の記載は不要と考えられる。例えば、複写式となっている所得税の申告書第一表及び第二表は、控えには個人番号は複写されない様式となる予定である。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

Ⅳ 番号の未記載・誤記載

住民票がないため個人番号が付番されていない者は、申告書等に個人番号を記載することはできない。また、個人番号の提供を拒まれた場合も同様である。個人番号の提供を拒まれた場合には、単なる未記載ではないことを明確にするため、提供を求めた経過等を記録しておくとよい。

番号を記載しなかった場合または誤って記載した場合の罰則規定はない。また、国税庁は、番号の記載がないことをもって税務署が書類を受理しないということはないとの見解を示している。番号の未記載または誤記載を理由として、無申告扱いまたは扶養控除等が不適用とされることはないと考えられるが、確実で正確な記載が求められている。

≪関連ホームページ≫

○ 内閣官房　マイナンバーホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

○ 特定個人情報保護委員会ホームページ
・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」
http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf
・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A
http://www.ppc.go.jp/legal/policy/faq/

○ 国税庁　マイナンバーホームページ
http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/
「本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載が不要になりました。」
https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_gensen.pdf

○ 日本税理士会連合会ホームページ
「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」（日本税理士会連合会の会員専用）
http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/archive/doc/mynumberzeirishiguidebook.pdf

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。